

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則（平成23年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の額及び貸付けの方法)</p> <p>第3条 奨学金は、月を単位として貸し付けるものとし、その額は、別表第1の左欄に掲げる学校及び通学形態の区分（以下「奨学生区分」という。）に応じて同表の右欄に掲げる金額（<u>県内の大学等に在学する者</u>にあっては、<u>当該金額又は当該金額の最高額に1万円を加算した額</u>。第9条第1項において同じ。）のうち、奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(奨学金の額の変更)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、奨学生区分に変更が生じた場合であって、当該奨学生が変更後の奨学生区分に応じて別表第1の右欄に掲げる金額の最高額（<u>県内の大学等に在学する者</u>にあっては、<u>当該最高額に1万円を加算した額</u>）を超える額の奨学金の貸付けを受けているときは、第1項の規定により変更する場合を除き、奨学生区分に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以降の奨学金の額を当該最高額に変更するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(返還の債務の免除の申請等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 条例第8条第1項の規定により免除するものとする奨学金の返還の債務の額は、貸付けを受けた月数に15,000円を乗じて得た額（<u>第3条第1項又</u></p>	<p>(奨学金の額及び貸付けの方法)</p> <p>第3条 奨学金は、月を単位として貸し付けるものとし、その額は、別表第1の左欄に掲げる学校及び通学形態の区分（以下「奨学生区分」という。）に応じて同表の右欄に掲げる金額のうち、奨学金の貸付けを受けようとする者が選択する額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(奨学金の額の変更)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、奨学生区分に変更が生じた場合であって、当該奨学生が変更後の奨学生区分に応じて別表第1の右欄に掲げる金額の最高額を超える額の奨学金の貸付けを受けているときは、第1項の規定により変更する場合を除き、奨学生区分に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以降の奨学金の額を当該最高額に変更するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(返還の債務の免除の申請等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 条例第8条第1項の規定により免除するものとする奨学金の返還の債務の額は、貸付けを受けた月数に15,000円を乗じて得た額とする。</p>

は第9条第1項若しくは第3項の規定により加算された額の奨学金の貸付けを受けた者にあつては、当該乗じて得た額に当該奨学金の貸付けを受けた月数に1万円を乗じて得た額を加算した額とする。

8 略

8 略

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に締結されている大学生等奨学金の貸付けの契約については、改正後の香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。